

香川県教育センター施設開放実施要項

(目的)

第1条 この要項は、教職員団体等への、香川県教育センターの施設（以下「施設」という。）の開放に関して、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる施設)

第2条 使用できる施設は、第1研修室～第8研修室、第1～第2中研修室、大研修室とする。

(使用できる者)

第3条 施設を使用できるのは、香川県内の公立学校の教職員で構成する団体・グループとする。

(使用目的)

第4条 施設の使用は、教育に関する自主的な研修活動及び調査研究活動のために行うものとする。

(使用日等)

第5条 施設は、祝日及び年末年始並びに所長が別に定める日を除く平日及び土曜日の9時から16時30分までの間で、教育センターの業務に支障のない範囲で使用できるものとする。

(使用料)

第6条 施設の使用に係る使用料等の経費は、徴収しないものとする。

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ仮予約を行った後、香川県教育センター施設使用申請書（許可書）（様式第1号）を、使用しようとする日の一週間前までに所長に提出しなければならない。

2 所長は、使用内容が次の各号に該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動
- (2) 営利的活動・政治的活動・宗教的活動
- (3) その他所長が使用にふさわしくないと認める活動

3 使用許可には、施設の管理上必要な範囲で、条件を付することができる。

(使用の許可の変更等)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに香川県教育センター施設使用変更届（様式第2号）を所長に提出しなければならない。施設の使用を中止しようとするときも、同様とする。

(使用の許可の取消し等)

第9条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は

使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用していると認められるとき。
- (2) 使用方法が不適切であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要項に違反し、又は所長の指示に従わなかったとき。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用を終了したとき、又は前条の規定により使用を停止させられたときは、施設を原状に復さなければならない。

(使用权の譲渡)

第11条 使用者は、施設使用の権利を第三者に譲渡することはできない。

(損害賠償責任)

第12条 使用者は、その責に帰すべき理由により使用許可を取り消され、又は使用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2 施設の使用中に生じた使用者の事故について、所長は、その責を負わない。

第13条 使用者は、その責に帰すべき理由により施設を破損または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

附則

この要項は、平成27年3月1日から施行する。

附則

第7条中の様式第1号及び第8条中の様式第2号を改定し、平成28年6月8日から施行する。